

ショートステイ利用料金(2019年10月1日～)

利用料金内訳

①介護サービス基本料金 + ②生活費(居住費・食費) + ③加算 + ④その他 = 利用料金

※介護保険の対称となるのは、①介護サービス基本料金と③加算です。

①介護サービス基本料金(日額)

介護保険自己負担分(1割負担)

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
542円	673円	721円	792円	869円	941円	1011円

②居住費及び食費(日額)

生活費(居住費・食費)のご利用者負担には以下の基準で減額の制度があります。

対象者		区分	居住費	食費
生活保護受給者		第1段階	820円	300円
老齢福祉年金受給者				
市民税 非課税世帯	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下の方	第2段階	820円	390円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円を超える方	第3段階	1,310円	650円
上記以外の方		第4段階	2,300円	1,750円

※食費内訳(朝食:330円 昼食:700円 夕食:720円)食べた分だけ料金を頂きます。

③加算項目およびご利用者負担額

介護保険対象のため、自己負担額を表示しております。

加算項目	利用者負担額(1割)
サービス提供体制強化加算 I 1	19円/日
機能訓練体制加算	13円/日
夜勤職員配置加算	19円/日
看護体制加算 I・II	I:5円/日・II:9円/日
送迎加算	195円/片道
介護職員処遇改善加算 I	合計単位数に加算率(8.3%)を加算
介護職員等特定処遇改善加算 I	合計単位数に加算率(2.7%)を加算

※要介護度、ご利用者負担段階に関わらず、一律料金が加算されます。

※上記以外に、ご利用者個々の状態に応じて算定される個別に算定される加算があります。

※状況により加算項目が変更になることがあります。

④その他(日常生活費等)

行事参加費、理美容代など

項目	内容	料金
特別な食事	行事食等の特別な食事時に別途かかる費用	実費相当額
教育娯楽費	レクリエーション、クラブ活動参加費として 材料費相当額をご負担いただきます。	実費相当額 (例 お花代660円)

理髪代	提携している業者が行う理美容サービス	業者設定額
通信費	電話・はがき・切手・FAX等に必要な費用	実費相当額
おやつ代(飲み物含む)	おやつ、飲み物費用(コーヒー・紅茶・お茶等)	220円/日

※居室及びユニット内の電気・水道・ガスの使用料金は含まれています。

◇費用サンプル 八戸ノ里 太郎さん(男性85歳)の場合

現在の収入は年金のみ 介護度は要介護3、
区分は第2段階

太郎さんの現在の収入は年金のみで、年間受給額は約80万円程度。介護保険の負担割合は1割、前年の収入を基準にした減額制度によりサービス費のご利用者負担は第2段階です。

サービス費、居住費、食費、その他の費用も含めて日額約2千円強です。

※右記金額に加え職員体制や個々のご状態等に応じた加算があります。

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、送迎加算は含まれていません。

※おおよその費用になります。

■概算費用(日額)

サービス費	869円
居住費	820円
食費	390円
おやつ代	220円
加算	46円

合計 2,345円